

# 学校いじめ防止基本方針

光市立岩田小学校

## 1 基本的考え方

いじめとは、児童が他者より心理的、物理的な攻撃を受け、精神的な苦痛を感じているものである。そして、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

これらのいじめは本校のどの児童にも起こり得るものと考え、その行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図るために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめ防止等に取り組む組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任による「いじめ防止委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

## 3 いじめの未然防止のための取組

### (1) いじめについての共通理解

いじめについて校内研修や職員会議で全職員の共通理解を図っていく。また、児童に対しても授業や全校朝会、学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に創り出す。

### (2) 児童一人ひとりの豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、児童に他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育てる。

### (3) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携

保護者・地域に「学校いじめ防止基本方針」等を学校だよりやコミュニティスクールを通して周知し一層の連携を図る。また、その他の機関等とも連携を図る。

## 4 いじめの早期発見

### (1) いじめの把握

いじめの把握をするために次のことを行う。

- ① 児童観察（毎日）
- ② いじめアンケートの実施（毎週）
- ③ 定期的な教育相談（年2回）
- ④ 職員会議や校内研修の後の余剰時間を使つての情報交換会（毎月）

⑤ 連絡帳による家庭との情報共有（必要時）

⑥ 保護者アンケート（必要に応じて）

（２）相談体制の充実

児童および保護者がいじめに係る相談を行うことができるように次の通り相談体制の充実を図る。

① スクールカウンセラーの活用

② いじめ相談窓口の設置

（３）教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

５ いじめに対する措置

（１）事実の確認

いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無を確認し、「いじめ対策委員会」を開催する。「いじめ対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任により構成する。

（２）いじめを受けた児童の支援

いじめを受けた児童には、学校全体で心配や不安を取り除き安心して教育が受けられるように支援する。

（３）いじめを行った児童の指導

いじめを行った児童には、いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導するとともに、他人の心の痛みについて考えられるように諭す。

（４）保護者への報告

いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者に事実関係を丁寧に報告し、解決のために保護者と連携して対応する。

（５）関係機関との連携

重大事態が発生した場合、光市教育委員会及び光市警察署と連携して対処する。